

○新潟市景観法及び新潟市景観条例の施行に関する規則

平成19年 3 月 26 日規則第21号

改正

平成27年12月21日規則第85号

平成28年 3 月 28 日規則第42号

平成29年 3 月 28 日規則第31号

令和 2 年10月 5 日規則第67号

令和 3 年 3 月 31 日規則第26号

令和 5 年12月 27 日規則第47号

令和 8 年 7 月 8 日規則第41号

新潟市景観法及び新潟市景観条例の施行に関する規則

新潟市都市景観条例施行規則（平成 5 年新潟市規則第30号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び新潟市景観条例（平成19年新潟市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（住民等による提案）

第 2 条 景観行政団体及び景観計画に関する省令（平成16年農林水産省・国土交通省・環境省令第 1 号。以下「景観計画省令」という。）第 4 条に規定する提案書は、別記様式第 1 号によるものとする。

2 前項に規定する提案書には、景観計画省令第 4 条各号に掲げるもののほか、次に掲げる図書を添付するものとする。

（1） 景観計画省令第 4 条第 1 号に規定する景観計画の素案の対象となる土地の区域（以下「計画提案区域」という。）を示す図面で縮尺2500分の 1 以上のもの

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 景観計画省令第4条第1号に規定する景観計画の素案には、法第8条第2項各号及び第4項各号に掲げるもののほか、次に掲げる内容を記載するものとする。

(1) 計画提案区域の概況

(2) 計画提案に係る届出対象行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

4 景観計画省令第4条第2号に規定する書類は、別記様式第2号によるものとし、次に掲げるものを添付するものとする。

(1) 計画提案区域の地籍図

(2) 計画提案区域の土地所有者等の一覧表

(3) 計画提案区域内の土地の登記事項証明書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合にとるべき措置)

第3条 法第14条第1項の規定による通知は、別記様式第3号の通知書により行うものとする。

(構想段階及び設計段階の定義)

第3条の2 条例第6条の2第1項に規定する規則で定める構想段階は、設計図書の作成に着手する前の段階で、かつ、建築物の高さ、床面積、配置等の事業計画の修正が可能な段階をいう。

2 条例第6条の2第1項に規定する規則で定める設計段階は、設計図書の作成に着手した後の段階で、かつ、法第16条第1項の規定により届出をしようとする日又は同条第5項後段の規定による通知をしようとする日の180日前までの段階をいう。

(事前協議の申出)

第3条の3 条例第6条の2第2項の規定による申出は、別記様式第3号の2の申出書により行うものとする。

2 前項の申出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 構想段階にあつては、次に掲げる図書

- ア 別記様式第3号の3の計画趣旨等説明書
- イ 当該敷地の位置及び周辺の状況を表示するもの
- ウ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- エ 当該敷地内における建築物の位置を表示するもの
- オ 建築物の規模に係るもの
- カ 当該敷地及び建築物のゾーニングに係るもの

(2) 設計段階にあつては、次に掲げる図書

- ア 別記様式第3号の3の計画趣旨等説明書
- イ 当該敷地の位置及び周辺の状況を表示するもの
- ウ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- エ 当該敷地内における建築物の位置を表示するもの
- オ 外部仕上げ表
- カ 平面図
- キ 彩色が施された2面以上の立面図
- ク 断面図
- ケ 外構図
- コ 彩色が施された完成予想図

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(協議事項等の対応の届出)

第3条の4 条例第6条の2第4項の規定による届出は、別記様式第3号の4の届出書により行うものとする。

(事前協議終了の申出)

第3条の5 条例第6条の5第1項第2号の規定による申出は、別記様式第3号の5の申出書により行うものとする。

(変更協議の申出)

第3条の6 条例第6条の6第2項の規定による申出は、別記様式第3号の6の申出書により行うものとする。

2 前項の申出書には、構想段階又は設計段階の区分に応じ、第3条の3第2項各号に掲げる図書を添付するものとする。ただし、条例第6条の2第2項の規定による申出に添付された図書と記載内容が同一のもの及び市長が添付する必要がないと認める図書は、省略することができる。

(景観計画区域内における行為の届出)

第4条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「施行省令」という。）

第1条第1項に規定する届出書は、別記様式第4号によるものとする。

2 法第16条第2項の規定による届出は、別記様式第5号の変更届出書により行うものとする。

3 前項に規定する変更届出書には、施行省令第1条第2項各号及び条例第10条各号に掲げる図書を添付するものとする。ただし、法第16条第1項の規定による届出に添付された図書と記載内容が同一のもの及び市長が添付する必要がないと認める図書は、省略することができる。

4 条例第10条第1号に規定する現況チェックシートは、別記様式第6号によるものとする。

5 条例第10条第2号に規定する景観形成チェックリストは、別記様式第7号によるものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)

第5条 法第16条第5項の規定による通知は、別記様式第8号の通知書により行うものとする。

2 前項に規定する通知書には、施行省令第1条第2項各号及び条例第10条各号に掲げる図書を添付するものとする。

(変更命令等を行うことができる期間の延長の通知)

第6条 法第17条第4項の規定による通知は、別記様式第9号の通知書により行うものとする。

(立入検査又は立入調査をする者の身分を示す証明書)

第7条 法第17条第8項に規定する証明書は、別記様式第10号によるものとする。

(行為の着手の制限期間の短縮)

第8条 市長は、法第18条第2項の規定により同条第1項本文に規定する期間を短縮するときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し、別記様式第11号の通知書により通知するものとする。

(景観重要建造物の指定の提案)

第9条 施行省令第7条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する提案書は、別記様式第12号によるものとする。

2 施行省令第7条第1項第3号に規定する書類は、別記様式第13号によるものとし、次に掲げるものを添付するものとする。

(1) 提案する建造物と一体となって良好な景観を形成している土地の地籍図

(2) 提案する建造物の所有者等の一覧表

(3) 提案する建造物の建物及び土地の登記事項証明書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(景観重要建造物として指定しない場合にとるべき措置)

第10条 法第20条第3項の規定による通知は、別記様式第14号の通知書により行うものとする。

(景観重要建造物の指定の通知等)

第11条 法第21条第1項の規定による通知は、別記様式第15号の通知書により行うものとする。

2 施行省令第8条第1項第6号に規定する事項の通知は、法第19条第1項に規定する土

地その他の物件の範囲を示す縮尺2500分の1以上の図面を、前項に規定する通知書に添付することにより行うものとする。

3 法第21条第2項に規定する標識は、別記様式第16号によるものとする。

(景観重要建造物の現状変更の許可の申請等)

第12条 法第22条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第17号による申請書正副2通に、施行省令第9条第2項各号に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、添付書類の一部若しくは全部又は副本を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により申請書が提出された場合において、許可をするときは、別記様式第18号の許可書を交付するものとする。この場合において、前項に規定する副本を提出しているときは、当該許可書に当該副本を添えて交付するものとする。

3 市長は、法第22条第2項の規定により現状変更の許可をしない場合は、別記様式第19号の通知書により、申請者にその旨及びその理由を通知するものとする。

(景観重要建造物の現状変更の協議)

第13条 法第22条第4項の規定による協議は、別記様式第20号の協議書により行うものとする。

2 前項に規定する協議書には、施行省令第9条第2項各号に掲げる図書を添付するものとする。

(景観重要建造物の滅失等の届出)

第14条 条例第17条の規定による届出は、別記様式第21号の届出書に、景観重要建造物の滅失又はき損状況の写真を添付して行うものとする。

(景観重要建造物の指定の解除の通知)

第15条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の規定による通知は、別記様式第22号の通知書により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の提案)

第16条 施行省令第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令（平成16年農林水産省令・国土交通省令第4号。以下「樹木省令」という。）第2条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する提案書は、別記様式第23号によるものとする。

2 施行省令第12条第1項第3号及び樹木省令第2条第1項第3号に規定する書類は、別記様式第24号によるものとし、次に掲げるものを添付するものとする。

- (1) 提案する樹木が存在する土地の地籍図
 - (2) 提案する樹木が存在する土地の所有者の一覧表
 - (3) 提案する樹木が存在する土地の登記事項証明書
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- （景観重要樹木として指定しない場合にとるべき措置）

第17条 法第29条第3項の規定による通知は、別記様式第25号の通知書により行うものとする。

（景観重要樹木の指定の通知等）

第18条 法第30条第1項の規定による通知は、別記様式第26号の通知書により行うものとする。

2 法第30条第2項に規定する標識は、別記様式第27号によるものとする。

（景観重要樹木の現状変更の許可の申請等）

第19条 法第31条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第28号による申請書正副2通に、施行省令第14条第2項各号に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、添付書類の一部若しくは全部又は副本を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により申請書が提出された場合において、許可をするときは、別記様式第29号の許可書を交付するものとする。この場合において、前項に規定する副本を提出しているときは、当該許可書に当該副本を添えて交付するものとする。

3 市長は、法第31条第2項において準用する法第22条第2項の規定により現状変更の許可をしない場合は、別記様式第30号の通知書により、申請者にその旨及びその理由を通知するものとする。

(景観重要樹木の現状変更の協議)

第20条 法第31条第2項において準用する法第22条第4項の規定による協議は、別記様式第31号の協議書により行うものとする。

2 前項に規定する協議書には、施行省令第14条第2項各号に掲げる図書を添付するものとする。

(景観重要樹木の滅失等の届出)

第21条 条例第22条の規定による届出は、別記様式第32号の届出書に、景観重要樹木の滅失、枯死又はき損状況の写真を添付して行うものとする。

(景観重要樹木の指定の解除の通知)

第22条 法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、別記様式第33号の通知書により行うものとする。

(所有者の変更の場合の届出)

第23条 法第43条の規定による届出は、別記様式第34号の届出書により行うものとする。

2 前項に規定する届出書のうち、景観重要建造物に係る届出書には、次に掲げるものを添付するものとする。

(1) 所有者の変更に係る土地又は建物の登記事項証明書

(2) 土地の分筆又は合筆を伴う場合は、地籍図

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 第1項に規定する届出書のうち、景観重要樹木に係る届出書には、次に掲げるものを添付するものとする。

(1) 所有者の変更に係る土地の登記事項証明書

(2) 土地の分筆又は合筆を伴う場合は、地籍図

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(台帳)

第24条 法第44条に規定する台帳は、景観重要建造物に関する台帳にあつては別記様式第35号によるものとし、景観重要樹木に関する台帳にあつては別記様式第36号によるものとする。

(景観形成推進組織の認定)

第25条 条例第24条の規定による認定を受けようとするものは、別記様式第37号の申請書に、次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 組織の規約

(2) 組織の活動区域を示す図面

(3) 組織の役員の氏名及び住所を記載した書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項に規定する申請があつたときは、速やかに認定の適否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により認定を決定したときは、別記様式第38号の通知書により、申請者に認定決定の通知をするものとする。

4 市長は、第2項の規定により認定しないことを決定したときは、別記様式第39号の通知書により、申請者に認定しない旨通知するものとする。

(規約の要件)

第26条 条例第24条第3号の規則で定める要件は、次に掲げる事項とする。

(1) 組織の設立目的

(2) 組織の名称

(3) 事務所の所在地

(4) 活動区域に含まれる町名

(5) 活動区域の名称

(6) 活動内容

(7) 構成員に関する事項

(8) 役員の定数、任期、職務分担及び選任方法に関する事項

(9) 会議に関する事項

(10) 会計に関する事項

(景観形成推進組織の活動内容等の変更の届出)

第27条 景観形成推進組織の認定を受けたものが、前条各号に掲げる事項又は役員を変更したときは、別記様式第40号の届出書を速やかに市長に提出するものとする。

(その他)

第28条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第85号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日規則第42号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる不服申立てであって、この規則の施行前にされた処分又は不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月28日規則第31号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月5日規則第67号)

この規則は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日規則第 26 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 5 年 12 月 27 日規則第 47 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 7 月 8 日規則第 41 号）

この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

別記様式第1号(第2条関係)

景観計画提案書

年 月 日

(宛先)新潟市長

住所(団体にあつては
所在地)

提案者

氏名(団体にあつては
名称及び代表者の氏名)

電話番号

景観法第11条第3項に規定する計画提案を、関係図書を添付して、次のとおり提出します。

計画提案区域の名称 (地区名)	
計画提案区域の面積	
提案の理由	

別記様式第2号(第2条関係)

年 月 日

様

印

土地の所在	地 番	地 目	地積(m ²)	権利の種類	備 考
			(合計 地積)		

別記様式第3号（第3条関係）

別記様式第3号(第3条関係)

景観計画の提案についての通知書

第 号
年 月 日

様

新潟市長

印

年 月 日付けで提出のあった計画提案について、計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしないこととなりましたので、景観法第14条第1項の規定により、次のとおり通知します。

計画提案区域の名称 (地区名)	
景観計画の策定等を し ない 理 由	

別記様式第3号の2（第3条の3関係）

別記様式第3号の2（第3条の3関係）

☐ 構想段階 ☐ 設計段階	事前協議申出書 年 月 日		
(宛先)新潟市長	住所(法人にあっては所在地) 申出者 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号		
新潟市景観条例第6条の2第2項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり申し出ます。			
行 為 の 種 類	新築・増築・改築・移転		
行 為 の 場 所	新潟市		
計 画 名 称			
行為の着手予定日	年 月 日	行為の完了予定日	年 月 日
	申出部分	既存部分	合計
敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
最 高 高 さ	m	m	
階 数	地上	階	地下 階
用 途			
構 造			
用 途 地 域			
その他の地域地区			
緑地面積・緑化率	m ² ・ %		

設計者	住 所			
	事務所名			
	担当者名		電話番号	
代理人	住 所			
	事務所名			
	担当者名		電話番号	

別記様式第3号の3その1（第3条の3関係）

別記様式第3号の3その1（第3条の3関係）

計画趣旨等説明書（萬代橋周辺エリア） 1 / 3

敷地特性及び当該計画の趣旨等の説明

当該敷地の特性及び 敷地周辺の状況	
当該計画の趣旨及び 景観上の考え方	

建築物のデザイン等に関する基準に対する申出者の計画上の考え方

建築物のデザイン等に関する基準		基準に対する申出者の計画上の考え方
(1) 事前協議を行う区域全域の基準		
①	高さは、周辺の建築物等の高さを考慮するよう努めること。	
②	人々の交流を促すため、次に掲げる基準を標準とするオープンスペースを設けること。 ア 誰もが日常、自由に利用し、又は通行できる空間とすること。 イ 非常時を除いて専ら自動車、自転車の通行や駐車のために供さないものであること。 ウ 萬代橋や信濃川を眺めることが出来るスペース（ピロティやアトリウム等を含む。）を有し、適切に植栽が配置されていること。 エ 催し等の実施や人の滞留のためのスペース及び設備を設けること。 オ 舗装、ベンチ及び植栽等の仕様や配置は、優れたデザインとすること。	

注 ●は構想段階で協議しなければならない基準、○は構想段階又は設計段階のいずれかで協議しなければならない基準を示す。

建築物のデザイン等に関する基準	基準に対する申出者の計画上の考え方
③ 建築物の敷地の信濃川に面する部分の両端から最も近い信濃川水際上の位置の鉛直面に投影した当該建築物の壁面面積は、次に掲げる算式により算定した面積以下を標準とすること。 $W1 \leq W2 = L \times 50$（単位 平方メートル） W1：建築物の敷地の信濃川に面する部分の両端から最も近い信濃川水際上の位置の鉛直面に投影した当該建築物の壁面面積（単位 平方メートル） W2：建築物の敷地の信濃川に面する部分の両端から最も近い信濃川水際上の位置間の水平距離に50メートルを乗じた面積（単位 平方メートル） L：建築物の敷地の信濃川に面する部分の両端から最も近い信濃川水際上の位置間の水平距離（単位 メートル）	
④ 信濃川に建築物の表側を見せること。	
⑤ 形態、色彩、素材等による分節化等により圧迫感の軽減を図ること。	
⑥ 緑地の面積の敷地面積に対する割合の最低限度は、次に掲げる算式により算定したものを標準とすること。ただし、算定した割合が10分の2.5を超える場合は、その最低限度は10分の2.5を標準とする。 $G = y / 500 + 0.05$ G：緑地の面積の敷地面積に対する割合 y：建築物の最高高さ（単位 メートル）	
⑦ 植栽は、屋上や壁面の緑化、高木の植栽等、対岸から見てやすらぎ堤と一体となって、ボリュームのある緑を感じることができるよう工夫すること。	
⑧ 新潟の風土に適した樹種を選定すること。	

注 ●は構想段階で協議しなければならない基準、○は構想段階又は設計段階のいずれかで協議しなければならない基準を示す。

建築物のデザイン等に関する基準	基準に対する申出者の計画上の考え方
⑨ 開花時期の異なる樹種や落葉樹等、四季の演出を考慮して植栽の樹種を選定すること。	
⑩ 植栽は、美観を保つよう、適切に維持管理できる体制や環境を整えること。	
⑪ 都市再生緊急整備地域（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項に規定する地域をいう。以下同じ。）における、同法第15条第1項の規定に基づく当該地域の地域整備方針に整合する建築物であること。	
(2) エリア別の基準	
① 高さは、75から100メートル（建築物の各部分の高さは、信濃川に面する特別区域の境界からの水平距離に0.25を乗じて得た数字に75メートルを加えた数値を目安とする。）以下を標準とすること。	
② 国道7号に面する敷地は、国道からのセットバックや国道側の建築物の高さを抑える等、萬代橋橋詰の開放感を維持、向上できるよう工夫すること。	
③ 配置や形態意匠については、萬代橋や対岸から見た場合の背景となるランドマーク等の景観を考慮すること。	
④ 信濃川と直交する道路に面する敷地は、当該道路からセットバックする等、当該道路から水辺の開放感を感じられるよう、配置や形態意匠を工夫するよう努めること。	
⑤ 萬代橋の特徴である御影石や六連のアーチを考慮したデザインとすること。	
⑥ 外壁等の仕上げ材は、萬代橋の御影石と調和する材料を使用するよう努めること。	
⑦ 国道7号、やすらぎ堤又は港湾緑地に面する敷地は、これらと敷地を接続する施設を設ける等、敷地と周辺施設との回遊性の向上に努めること。	

注 ●は構想段階で協議しなければならない基準、○は構想段階又は設計段階のいずれかで協議しなければならない基準を示す。

別記様式第3号の3その2（第3条の3関係）

別記様式第3号の3その2（第3条の3関係）

計画趣旨等説明書（万代島エリア） 1 / 3

敷地特性及び当該計画の趣旨等の説明

当該敷地の特性及び 敷地周辺の状況	
当該計画の趣旨及び 景観上の考え方	

建築物のデザイン等に関する基準に対する申出者の計画上の考え方

建築物のデザイン等に関する基準		基準に対する申出者の計画上の考え方
（1）事前協議を行う区域全域の基準		
①	高さは、周辺の建築物等の高さを考慮するよう努めること。	
②	人々の交流を促すため、次に掲げる基準を標準とするオープンスペースを設けること。 ア 誰もが日常、自由に利用し、又は通行できる空間とすること。 イ 非常時を除いて専ら自動車、自転車の通行や駐車のために供さないものであること。 ウ 萬代橋や信濃川を眺めることが出来るスペース（ピロティやアトリウム等を含む。）を有し、適切に植栽が配置されていること。 エ 催し等の実施や人の滞留のためのスペース及び設備を設けること。 オ 舗装、ベンチ及び植栽等の仕様や配置は、優れたデザインとすること。	

注 ●は構想段階で協議しなければならない基準、○は構想段階又は設計段階のいずれかで協議しなければならない基準を示す。

建築物のデザイン等に関する基準	基準に対する申出者の計画上の考え方
③ 建築物の敷地の信濃川に面する部分の両端から最も近い信濃川水際上の位置の鉛直面に投影した当該建築物の壁面面積は、次に掲げる算式により算定した面積以下を標準とすること。 $W1 \leq W2 = L \times 50$（単位 平方メートル） W1：建築物の敷地の信濃川に面する部分の両端から最も近い信濃川水際上の位置の鉛直面に投影した当該建築物の壁面面積（単位 平方メートル） W2：建築物の敷地の信濃川に面する部分の両端から最も近い信濃川水際上の位置間の水平距離に50メートルを乗じた面積（単位 平方メートル） L：建築物の敷地の信濃川に面する部分の両端から最も近い信濃川水際上の位置間の水平距離（単位 メートル）	
④ 信濃川に建築物の表側を見せること。	
⑤ 形態、色彩、素材等による分節化等により圧迫感の軽減を図ること。	
⑥ 緑地の面積の敷地面積に対する割合の最低限度は、次に掲げる算式により算定したものを標準とすること。ただし、算定した割合が10分の2.5を超える場合は、その最低限度は10分の2.5を標準とする。 $G = y / 500 + 0.05$ G：緑地の面積の敷地面積に対する割合 y：建築物の最高高さ（単位 メートル）	
⑦ 植栽は、屋上や壁面の緑化、高木の植栽等、対岸から見てやすらぎ堤と一体となって、ボリュームのある緑を感じることができるよう工夫すること。	
⑧ 新潟の風土に適した樹種を選定すること。	

注 ●は構想段階で協議しなければならない基準、○は構想段階又は設計段階のいずれかで協議しなければならない基準を示す。

建築物のデザイン等に関する基準	基準に対する申出者の計画上の考え方
⑨ 開花時期の異なる樹種や落葉樹等、四季の演出を考慮して植栽の樹種を選定すること。	
⑩ 植栽は、美観を保つよう、適切に維持管理できる体制や環境を整えること。	
⑪ 都市再生緊急整備地域（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項に規定する地域をいう。以下同じ。）における、同法第15条第1項の規定に基づく当該地域の地域整備方針に整合する建築物であること。	
(2) エリア別の基準	
① 高さは、145メートル以下を標準とすること。	
② 万代島のシンボルとなるような優れたデザインとなるよう工夫すること。	
③ 既存のランドマークと調和する意匠となるよう工夫すること。	
④ みなとを感じられるよう、水辺に面する1、2階等の低層部はガラス等を用い、透明化を図るよう努めること。	
⑤ みなとを感じられるよう、水際に親水空間等を設けるよう努めること。	

注 ●は構想段階で協議しなければならない基準、○は構想段階又は設計段階のいずれかで協議しなければならない基準を示す。

別記様式第 3 号の 4（第 3 条の 4 関係）

別記様式第 3 号の 4（第 3 条の 4 関係）

（表）

☐ 構想段階 ☐ 設計段階	協議事項等の対応届出書												
年 月 日													
（宛先）新潟市長	住所（法人にあっては 所在地） 氏名（法人にあっては 名称及び代表者の氏名） 電話番号												
新潟市景観条例第 6 条の 2 第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。													
事前協議の 受付年月日													
行為の場所													
計画名称													
設計者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">住所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>事務所名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>担当者名</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 20%;">電話番号</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> </table>	住所				事務所名				担当者名		電話番号	
住所													
事務所名													
担当者名		電話番号											
代理人	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">住所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>事務所名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>担当者名</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 20%;">電話番号</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> </table>	住所				事務所名				担当者名		電話番号	
住所													
事務所名													
担当者名		電話番号											

(裏)

協議事項及び協議方針に対する対応

[illegible]

別記様式第3号の5（第3条の5関係）

別記様式第3号の5（第3条の5関係）

☐ 構想段階 事前協議終了申出書 ☐ 設計段階		年 月 日
(宛先)新潟市長		
住所(法人にあつては 所在地)		
申出者	氏名(法人にあつては 名称及び代表者の氏名)	
	電話番号	
新潟市景観条例第6条の5第1項第2号の規定により、次のとおり申し出ます。		
事前協議の 受付年月日		
行為の場所		
計画名称		
協議事項のうち調 わないこととなつ た事項		
協議事項及び協議 方針に対して対応 できない理由		

別記様式第3号の6（第3条の6関係）

別記様式第3号の6（第3条の6関係）

（表）

☐ 構想段階 ☐ 設計段階		変更協議申出書	
		年	月 日
(宛先)新潟市長			
		住所(法人にあっては所在地)	
申出者		氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)	
		電話番号	
新潟市景観条例第6条の6第2項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり申し出ます。			
事前協議の 受付年月日			
行為の場所			
計画名称			
変更の理由			
設計者	住 所		
	事務所名		
	担当者名	電話番号	
代理人	住 所		
	事務所名		
	担当者名	電話番号	

[illegible][illegible]

別記様式第4号（第4条関係）

別記様式第4号(第4条関係)

(表)

景観計画区域内における行為の届出書										
年 月 日										
(宛先)新潟市長										
住所(法人にあっては所在地)										
届出者										
氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)										
電話番号										
景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり届け出ます。										
区 域 区 分		一般区域 ・ 特別区域()								
行 為 の 種 類 (該当するものを○で囲んでください。)		建築物の建築等		新築・増築・改築・移転 外観を変更する 修繕・模様替・色彩の変更						
		工作物の建設等		新設・増築・改築・移転 外観を変更する 修繕・模様替・色彩の変更						
		そ の 他		土地の形質の変更・木竹の植栽・木竹の伐採						
行 為 の 場 所		新潟市								
行為の着手予定日		年 月 日		行為の完了予定日		年 月 日				
設計又は施行方法			届出部分		既存部分		合計			
	建築物・工作物の概要	敷地面積	m ²		m ²		m ²			
		建築面積	m ²		m ²		m ²			
		延べ面積	m ²		m ²		m ²			
		最高高さ	m		m		階数	地上	階	
		最高軒高	m		m			地下	階	
		用 途					用途地域			
	構 造					道路からの後退距離		m		
	土地の形質の変更	土地の面積	m ²		のり面の					
		のり面の高さ	m		処 理					
	附属建築物、設備等の種類 (該当するものを○で囲んでください。)	附属設備	高架水槽・冷却塔・排気塔 エレベーター機械室・アンテナ・屋外階段 バルコニー・その他()							
		外構・植栽	塀・柵・フェンス・門・駐車場・植栽 その他()							
附属建築物		自動車庫・駐輪場・ごみ置場 その他()								

(裏)

設計又は施行方法	仕上及び色彩の概要		仕上げ(材料・方法等)		色彩(マンセル値)		
	植栽又は伐採の概要	高木		中木	低木	その他	
		樹種					
		樹種					
		樹高		m	m	m	m
		本数又は面積					
設計者	住所						
	事務所名						
	担当者名		電話番号				
施工者	住所						
	氏名		電話番号				

添付書類	☐ 現況チェックシート ☐ 景観形成チェックリスト ☐ 付近見取図 ☐ 配置図 ☐ 外部仕上表 ☐ 平面図 ☐ 立面図 ☐ 断面図 ☐ 外構図 ☐ 周辺状況写真 ☐ 着色立面図 ☐ その他()
屋外広告物の設置予定	(設置予定がある場合は、広告の種類及び許可申請予定時期を記入してください。) あり なし

処理欄(以下の欄には記入しないでください。)

受 付 欄			通 知 欄		
受付年月日	年	月 日	通知年月日	年	月 日
受付番号	第	号	通知番号	第	号

別記様式第5号（第4条関係）

別記様式第5号(第4条関係)

景観計画区域内における行為の変更届出書 年 月 日			
(宛先)新潟市長		住所(法人にあっては 所在地) 届出者 氏名(法人にあっては 名称及び代表者の氏名) 電話番号	
景観法第16条第2項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり届け出ます。			
変更する届出の 届出年月日 及び通知番号		年 月 日 第 号	
行為の場所		新潟市	
変更する設計又は 施行方法	変更事項		
	変更の内容	変更前	
		変更後	
変更理由			
変更部分に係る行為の着手予定日		年 月 日	変更部分に係る 行為の完了予定日 年 月 日
設計者	住 所		
	事 務 所 名		
	担 当 者 名		電話番号
処理欄(以下の欄には記入しないでください。)			
受 付 欄		通 知 欄	
受付年月日	年 月 日	通知年月日	年 月 日
受付番号	第 号	通知番号	第 号

別記様式第6号（第4条関係）

別記様式第6号(第4条関係)

現況チェックシート	
1 建設予定地の周辺の道路形態は、どのようになっていますか。	
2 建設予定地の周辺には、河川や公園がありますか。	
3 建設予定地の周辺には、どのような建物がありますか。	
4 建設予定地とその周辺の敷地境界部は、どのようになっていますか。	
5 建設予定地とその周辺の植栽状況は、どのようになっていますか。	
6 建設予定地とその周辺には、歴史的な建物や史跡等がありますか。	
7 建設予定地とその周辺のまちなみについて、どのような感想を持ちましたか。	

別記様式第7号その1（第4条関係）

別記様式第7号その1(第4条関係)

(表)

景観形成チェックリスト(一般区域) 1/2		
対象事項	景観形成基準	チェック欄
建築物	配置	●河川、道路、公園等優れた地域の特性を活用するよう努めること。
		●周辺建築物の壁面の位置を考慮し、調和を図るよう努めること。
	意匠	●建築物全体が統一感のある意匠となるよう努めること。
		●道路に面する外壁だけでなく、側面についても配慮すること。
	高さ	●できるだけ突出感を与えないよう努めるとともに、スカイライン(建築物と空との境界線)の連続性に配慮すること。
	色彩	●周辺の環境や建築物との調和を図り、圧迫感や突出感を与えないようにするため、外観の基調色は、マンセル値によるものとし、彩度6以下とすること。 また、明度4以上となるよう努めること。さらに、色相がR, YR, Yの場合は彩度4以下となるよう、色相がGY, G, BG, B, PB, P, RPの場合は彩度2以下となるよう努めること。
		●色数は、できるだけ少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の三属性(色相：色あい、明度：明るさ、彩度：あざやかさ)の対比が強くないよう努めること。
		●アクセントカラーを使用する場合は、小面積とし、基調色との調和に努めること。
	仕上げ材	●汚れに耐え、損傷しにくく、色があせない等の材料の使用に努めること。
		●面積の大きい屋根や外壁は、光沢の強い材料の使用を避けるように努めること。
	建築物上部	●建築物本体と一体的なデザインとし、建築物上部の形態を整えるよう努めること。
		●屋根の形態は、まちなみとの調和に配慮すること。
	設備	●道路からできるだけ見えにくい位置に設置するよう努めること。
		●屋上設備は、壁面を立ち上げ、又はルーバー等により適切な覆いで隠すよう努めること。
		●壁面設備は、壁面と同一の色調とする等建築物全体との調和に努めること。
	屋外階段 バルコニー等	●排気塔、換気フード等は、十分に意匠を検討し、目立たないような配慮をすること。
		●建築物全体としてまとまりのある位置及び意匠とするよう努めること。
	附属建築物等	●建築物が好ましい表情を持つような形状及び色彩となるよう配慮すること。
		●まちなみの統一感を乱さない配置に努めること。
		●建築物本体と調和するよう努めること。
		●緑化等で目立たないよう工夫すること。

注 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「－」をチェック欄に記入してください。

景観形成チェックリスト(一般区域) 2/2		
対象事項	景観形成基準	チェック欄
建築物 外構及び 植栽	●道路との境界部は、歩行者空間とのつながりに配慮し、建築物の前面にゆとりとるおいのある空間の確保に努めること。	
	●塀、柵等は、デザインを工夫するとともに、その色彩は、周囲に溶け込むよう努めること。	
	●敷地境界部は、生垣による緑化の推進に努めること。	
	●地域に合った樹木等により四季の演出を考慮した植栽に努めること。	
	●できるだけ高木性の樹木を多く植えるよう努めること。	
	●既存の樹木を適切に保全するよう努めること。	
	●駐車場は、植栽等により、修景に努めること。	
	●大規模な駐車場は、緑化舗装や高木性の樹木等により、修景に努めること。	
	●道路から直接駐車する方式を避けるよう努めること。	
	●ごみ置場は、収集口が道路側に直接面しないよう努めるとともに、建築物本体との統一性を持たせ、植栽による修景にも配慮すること。	
工作物 意匠 色彩 植栽	●周囲に与える突出感や違和感を軽減するよう努めること。	
	●通信用鉄塔等は、できるだけ高さを抑え、形状を細くするよう努めること。	
	●周辺景観との調和に配慮し、基調色は、けばけばしくならないよう努めること。	
	●通信用鉄塔等は、周辺環境に溶け込むよう努めること。	
	●地域に合った樹木等により四季の演出を考慮した植栽に努めること。	
	●できるだけ高木性の樹木を多く植えるよう努めること。	
土地の形質 の変更	●周囲に与える圧迫感や威圧感を軽減するよう敷地周囲の植栽に努めること。	
	●のり面緑化や擁壁の前部緑化等により、周辺に与える圧迫感や違和感を軽減するよう努めること。	
景観形成面で特に配慮した事項		

注 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「－」をチェック欄に記入してください。

別記様式第7号その2（第4条関係）

別記様式第7号その2(第4条関係)

景観形成チェックリスト(二葉町1丁目1区地区)			
対象事項		景観形成基準	チェック欄
建築物	意匠色彩	●會津八一記念館等の文化施設や古くからの建造物が醸し出す深みのあるまちなみの風情に配慮し、閑静な住宅地と調和した意匠及び色彩とするよう努めること。	
		●外観を常に美しく保つようその維持管理に努めること。	
	照明設備	●敷地の道路と接する部分には、門灯等の照明設備を設置し、安全で明るい夜のまちなみづくりに努めること。	
	外構及び植栽	●敷地内の緑化を進め、古木がある場合は、これを生かした緑豊かな空間づくりに努めること。	
		●道路と接する部分は、原則として生垣を設け、緑多いまちなみづくりに努めること。ただし、やむを得ずコンクリートブロック塀等で遮へいする場合は、ツタ類で覆う等の工夫を図ること。	
		●花を植え四季折々の楽しみを提供できるように、道路から見える位置に花壇の設置や鉢の置き場等の確保に努めること。	
		●植栽された樹木等を、常にいきいきと美しく保つよう、その維持管理に努めること。	
	工作物	擁壁の仕上げは、石積みとし、又は表面をツタ類で覆う等、人工的な表現を和らげ周辺と調和をしたものとするよう努めること。	
●のり面は、樹木又は草花を植える等緑豊かな景観の確保に努めること。			
その他の工作物	●低層住宅地に配慮した高さや形状とし、色彩は、周辺と調和したものとするよう努めること。		
その他	建築物敷地以外の土地	●駐車場、空き地等の建築物敷地以外の土地の道路と接する部分は、原則として生垣を設け、緑の連続性のあるまちなみづくりに努めること。ただし、やむを得ずコンクリートブロック塀等で遮へいする場合は、ツタ類で覆う等の工夫を図ること。	
景観形成面で特に配慮した事項			

注 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「－」をチェック欄に記入してください。

別記様式第7号その3（第4条関係）

別記様式第7号その3（第4条関係）

景観形成チェックリスト(信濃川本川大橋下流沿岸地区) 1/5																																													
対象事項		景観形成基準				チェック欄																																							
建築物	配 置	●河川、道路、公園等優れた地域の特性を活用するよう努めること。																																											
		●周辺建築物の壁面の位置を考慮し、調和を図るよう努めること。																																											
		●信濃川沿いの道路に接する部分については、セットバック等により、歩行者等に圧迫感を与えないよう努めること。																																											
		●対岸からの眺望景観に配慮し、道路及び隣地との間の距離を確保して背後のまちなみが見えるよう努めること。																																											
	意 匠	●建築物全体が統一感のある意匠となるよう努めること。																																											
		●道路に面する外壁だけでなく、側面についても配慮すること。																																											
		●対岸からの眺望景観に配慮し、長大な壁面を避け、開放感と広がりのある景観となるよう努めること。																																											
	高 さ	●開放感のある景観となるよう、高さは、50メートル以下とすること。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、それぞれに定めるところによることができる。 (ア) 平成19年4月1日（新潟市景観計画当初施行日）時点で現に存する建築物又は現に建築中の建築物で、高さ50メートルを超えていた建築物の新築、増築、改築又は移転については、既存の高さ以下とすること。 (イ) 都市再生緊急整備地域（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項に規定する地域をいう。）内の建築物で、新潟市景観審議会の意見を聴いて、市長が特に良好な景観形成を図ることができると認めた建築物の新築、増築、改築又は移転については、市長が認めた高さ以下とすること。																																											
	色 彩	●道路その他の公共の場所から見える部分の外壁及び柱等並びに勾配屋根の色彩は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色は、この限りではない。 みなとゾーン（信濃川河口から柳都大橋） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th colspan="2">3階以下の外壁等</th> <th colspan="2">4階以上の外壁等</th> <th colspan="2">勾配屋根</th> </tr> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td></td> <td>-</td> <td>6以上 9以下</td> <td>-</td> <td>+4以上 9以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5 Y R ～ 5 Y</td> <td rowspan="2">4 以上 8.5 以下</td> <td rowspan="2">4 以下</td> <td>6 以上 8 未満</td> <td>4 以下</td> <td>4 以上 8 未満</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>8 以上 9 以下</td> <td>2 以下</td> <td>8 以上 9 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>2 以下</td> <td>6 以上 9 以下</td> <td>1 以下</td> <td>4 以上 9 以下</td> <td>1 以下</td> </tr> </tbody> </table>					色相	3階以下の外壁等		4階以上の外壁等		勾配屋根		明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	無彩色		-	6以上 9以下	-	+4以上 9以下	-	5 Y R ～ 5 Y	4 以上 8.5 以下	4 以下	6 以上 8 未満	4 以下	4 以上 8 未満	4 以下	8 以上 9 以下	2 以下	8 以上 9 以下	2 以下	上記以外		2 以下	6 以上 9 以下	1 以下	4 以上 9 以下	1 以下	
	色相	3階以下の外壁等		4階以上の外壁等		勾配屋根																																							
明度		彩度	明度	彩度	明度	彩度																																							
無彩色		-	6以上 9以下	-	+4以上 9以下	-																																							
5 Y R ～ 5 Y	4 以上 8.5 以下	4 以下	6 以上 8 未満	4 以下	4 以上 8 未満	4 以下																																							
			8 以上 9 以下	2 以下	8 以上 9 以下	2 以下																																							
上記以外		2 以下	6 以上 9 以下	1 以下	4 以上 9 以下	1 以下																																							

注 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「－」をチェック欄に記入してください。

景観形成チェックリスト(信濃川本川大橋下流沿岸地区) 2/5

対象事項		景観形成基準						チェック欄									
建築物	色 彩	萬代橋ゾーン（柳都大橋から八千代橋）															
		色相	3階以下の外壁等		4階以上の外壁等		勾配屋根										
			明度	彩度	明度	彩度	明度		彩度								
		無彩色	4以上 8.5以下	-	6以上 8.5以下	-	4以上 8.5以下		-								
		5 Y R ～ 5 Y		4以下	6以上 8未満	4以下	4以上 8未満		4以下								
					8以上 8.5以下	2以下	8以上 8.5以下		2以下								
		上記以外	1以下	6以上 8.5以下	1以下	4以上 8.5以下	1以下										
		河川ゾーン（八千代橋から本川大橋）															
		色相	3階以下の外壁等		4階以上の外壁等		勾配屋根										
			明度	彩度	明度	彩度	明度		彩度								
		無彩色	3以上 8.5以下	-	6以上 9以下	-	4以上 9以下		-								
		10 R ～ 5 Y		6以下	6以上 8未満	4以下	4以上 8未満		4以下								
					8以上 9以下	2以下	8以上 9以下		2以下								
		上記以外	2以下	6以上 9以下	1以下	4以上 9以下	1以下										
		●色数は、できるだけ少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の三属性(色相：色あい、明度：明るさ、彩度：あざやかさ)の対比が強くなるよう努めること。 ●道路その他の公共の場所から見える部分の強調色（アクセントカラー）については、使用部分を3階以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、合計使用面積）は、使用する壁面の3階以下部分の面積の20分の1以下とし、萬代橋ゾーンの強調色については、次の表のとおりすること。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色は、この限りではない。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td rowspan="3">3以上 8.5以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5 Y R ～ 5 Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>								色相	明度	彩度	無彩色	3以上 8.5以下	-	5 Y R ～ 5 Y	6以下	上記以外	2以下
色相	明度	彩度															
無彩色	3以上 8.5以下	-															
5 Y R ～ 5 Y		6以下															
上記以外		2以下															

注 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「-」をチェック欄に記入してください。

景観形成チェックリスト(信濃川本川大橋下流沿岸地区) 3/5

対象事項		景観形成基準	チェック欄
建築物	仕上げ材	●汚れに耐え、損傷しにくく、色があせない等の材料の使用に努めること。	
		●面積の大きい屋根や外壁は、光沢の強い材料の使用を避けるように努めること。	
	建築物上部	●建築物本体と一体的なデザインとし、建築物上部の形態を整えるよう努めること。	
		●屋根の形態は、まちなみとの調和に配慮すること。	
	設備	●道路からできるだけ見えにくい位置に設置するよう努めること。	
		●屋上設備は、壁面を立ち上げ、又はルーバー等により適切な覆いで隠すよう努めること。	
		●壁面設備は、壁面と同一の色調とする等建築物全体との調和に努めること。	
		●排気塔、換気フード等は、十分に意匠を検討し、目立たないような配慮をすること。	
		●窓面からの透過光や壁面、植栽のライトアップ、信濃川の水面への映り込み等、上質な夜間景観を演出するため、適切に照明設備を設置するよう努めること。	
		●対岸から直接光源が見えないよう、照明の配置や光源の遮蔽に配慮すること。	
		●照明の色温度は、3,000ケルビン以下とするよう努めること。	
		●照明は、輝度の高いものを避けるよう努めること。	
		●点滅・回転する照明、輝度の変化する照明は、地上10メートル以下に用い、その速度を緩やかなものとするよう努めること。	
		●建築物全体としてまとまりのある位置及び意匠とするよう努めること。	
	屋外階段 バルコニー等	●建築物が好ましい表情を持つような形状及び色彩となるよう配慮すること。	
		●建築物が好ましい表情を持つような形状及び色彩となるよう配慮すること。	
	附属建築物等	●まちなみの統一感を乱さない配置に努めること。	
		●建築物本体と調和するよう努めること。	
		●緑化等で目立たないよう工夫すること。	
	外構及び植栽	●道路との境界部は、歩行者空間とのつながりに配慮し、建築物の前面にゆとりとるおいのある空間の確保に努めること。	
		●塀、柵等は、デザインを工夫するとともに、その色彩は、周囲に溶け込むよう努めること。	
		●敷地境界部は、生垣による緑化の推進に努めること。	
		●地域に合った樹木等により四季の演出を考慮した植栽に努めること。	
		●できるだけ高木性の樹木を多く植えるよう努めること。	
		●既存の樹木を適切に保全するよう努めること。	
		●駐車場は、植栽等により、修景に努めること。	
		●大規模な駐車場は、緑化舗装や高木性の樹木等により、修景に努めること。	
		●道路から直接駐車する方式を避けるよう努めること。	
		●ごみ置場は、収集口が道路側に直接面しないよう努めるとともに、建築物本体との統一性を持たせ、植栽による修景にも配慮すること。	

注 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「－」をチェック欄に記入してください。

景観形成チェックリスト(信濃川本川大橋下流沿岸地区) 4/5

対象事項		景観形成基準				チェック欄																																																	
意匠	色彩	●周囲に与える突出感や違和感を軽減するよう努めること。																																																					
		●通信用鉄塔等は、できるだけ高さを抑え、形状を細くするよう努めること。																																																					
		●道路その他の公共の場所から見える部分の色彩は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色は、この限りではない。																																																					
		みなとゾーン（信濃川河口から柳都大橋） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th colspan="2">10メートル以下の壁面等</th> <th colspan="2">10メートルを超える壁面等</th> </tr> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td rowspan="3">4以上 8.5以下</td> <td>-</td> <td>6以上 9以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5 Y R ～ 5 Y</td> <td rowspan="2">4以下</td> <td>6以上 8未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8以上 9以下</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>2以下</td> <td>6以上 9以下</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> 萬代橋ゾーン（柳都大橋から八千代橋） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th colspan="2">10メートル以下の壁面等</th> <th colspan="2">10メートルを超える壁面等</th> </tr> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td rowspan="3">4以上 8.5以下</td> <td>-</td> <td>6以上 8.5以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5 Y R ～ 5 Y</td> <td rowspan="2">4以下</td> <td>6以上 8未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>8以上 8.5以下</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>1以下</td> <td>6以上 8.5以下</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table>				色相	10メートル以下の壁面等		10メートルを超える壁面等		明度	彩度	明度	彩度	無彩色	4以上 8.5以下	-	6以上 9以下	-	5 Y R ～ 5 Y	4以下	6以上 8未満	4以下		8以上 9以下	2以下	上記以外		2以下	6以上 9以下	1以下	色相	10メートル以下の壁面等		10メートルを超える壁面等		明度	彩度	明度	彩度	無彩色	4以上 8.5以下	-	6以上 8.5以下	-	5 Y R ～ 5 Y	4以下	6以上 8未満	4以下	8以上 8.5以下	2以下	上記以外		1以下	6以上 8.5以下
色相	10メートル以下の壁面等		10メートルを超える壁面等																																																				
	明度	彩度	明度	彩度																																																			
無彩色	4以上 8.5以下	-	6以上 9以下	-																																																			
5 Y R ～ 5 Y		4以下	6以上 8未満	4以下																																																			
			8以上 9以下	2以下																																																			
上記以外		2以下	6以上 9以下	1以下																																																			
色相	10メートル以下の壁面等		10メートルを超える壁面等																																																				
	明度	彩度	明度	彩度																																																			
無彩色	4以上 8.5以下	-	6以上 8.5以下	-																																																			
5 Y R ～ 5 Y		4以下	6以上 8未満	4以下																																																			
			8以上 8.5以下	2以下																																																			
上記以外		1以下	6以上 8.5以下	1以下																																																			

注 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「-」をチェック欄に記入してください。

景観形成チェックリスト(信濃川本川大橋下流沿岸地区) 5/5																
対象事項		景観形成基準				チェック欄										
工 作 物	色 彩	河川ゾーン（八千代橋から本川大橋）														
		色相	10メートル以下の壁面等		10メートルを超える壁面等											
			明度	彩度	明度		彩度									
		無彩色	3 以上 8.5 以下	-	6 以上 9 以下		-									
		10R ～ 5 Y		6 以下	6 以上 8 未満		4 以下									
8 以上 9 以下	2 以下															
上記以外	2 以下	6 以上 9 以下	1 以下													
		●道路その他の公共の場所から見える部分の強調色（アクセントカラー）については、使用部分を地上10メートル以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、合計使用面積）は、使用する壁面の地上10メートル以下の部分の面積の20分の1以下とし、萬代橋ゾーンの強調色については、次の表のとおりすること。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色は、この限りではない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td rowspan="3">3 以上 8.5 以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5 Y R ～ 5 Y</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table>				色相	明度	彩度	無彩色	3 以上 8.5 以下	-	5 Y R ～ 5 Y	6 以下	上記以外	2 以下	
色相	明度	彩度														
無彩色	3 以上 8.5 以下	-														
5 Y R ～ 5 Y		6 以下														
上記以外		2 以下														
	植 栽	●地域に合った樹木等により四季の演出を考慮した植栽に努めること。 ●できるだけ高木性の樹木を多く植えるよう努めること。 ●周囲に与える圧迫感や威圧感を軽減するよう敷地周囲の植栽に努めること。														
	土地の形質の変更	●のり面緑化や擁壁の前部緑化等により、周辺に与える圧迫感や違和感を軽減するよう努めること。 ●周囲と調和できるような形態及び色彩となるよう努めること。														
	景観形成面で特に配慮した事項															

注 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「－」をチェック欄に記入してください。

別記様式第7号その4（第4条関係）

別記様式第7号その4（第4条関係）

（表）

景観形成チェックリスト（旧齋藤家別邸周辺地区） 1 / 2			
対象事項	景観形成基準	チェック欄	
建築物	高さ	●敷地地盤面から12メートル以下、かつ、3階建て以下とすること。	
	配置	●通りに面する3階以上の壁面は、通り側への圧迫感を考慮し、通りから後退するよう努めること。	
	形態意匠及び色彩	●歴史的建造物が建ち並ぶまちなみの景観と調和した落ち着いた形態意匠及び色彩とすること。	
		●道路から見える部分は、和の風情に配慮した形態意匠とするよう努めること。	
		●屋根の形状は、勾配屋根とするなど、周辺の景観との調和に配慮すること。	
		●木材や漆くい、石、日本瓦等の伝統的な素材を積極的に利用するよう努めること。	
		●道路から見える外壁の基調色は、マンセル値によるものとし、無彩色（明度1から9.5まで）又は低彩度の茶系色（色相2.5Yから5Yまで又は2.5YRから10YRまで、彩度4以下、明度1から8まで）とする。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土、ガラス等）本来の色彩は、この限りではない。	
		●屋根の色彩は、黒又はグレー系を基本とすること。	
	建築設備等	●屋外階段、室外機、屋外配管等の建築設備は、道路から見える位置には設置しないこと。ただし、やむを得ず道路から見える位置に設置する場合には、植栽、格子、ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させない工夫をすること。	
		●太陽光発電設備等を設置する場合は、道路から見える場所には設置しないよう努めること。	
	附属建築物等（門、塀等）	●通りに面する門及び塀の主たる部分については、木材、漆くい等の伝統的な素材を用いて仕上げるよう努めること。	
		●通りに面しない門及び塀も、できる限り前記の形態意匠となるよう努めること。	
●建築物の外壁が道路境界線から後退している場合は、道路境界線沿いに門、塀等を設置し、まちなみの連続性を確保するよう努めること。			

注1 通りとは、市道中央3-11号線をいいます。

2 各項目について配慮又は工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「-」をチェック欄に記入してください。

(裏)

景観形成チェックリスト（旧齋藤家別邸周辺地区） 2 / 2			
対象事項	景観形成基準	チェック欄	
建築物	外構	●敷地内に既存の庭がある場合は、できる限り保全及び活用すること。	
		●屋外駐車スペースを設ける場合は、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣、板塀、格子戸等による目隠し修景に努めること。	
		●ゴミ集積場、駐輪場等を設置する場合は、通りからの見え方に配慮した配置とし、適正な修景を行うこと。	
		●前面道路に門や塀を設けない場合は、生垣等の緑化に努めること。	
	その他	●屋外照明については、まちなみの景観に調和するものとし、過剰な光量としないこと。	
		●敷地内に歴史的な建造物などがある場合は、積極的にこれらを活かすこと。	
工作物	高さ	●敷地地盤面から12メートル以下とすること。ただし、架空電線路用等の工作物は、この限りではない。	
		●周囲の建築物より突出したものとししないこと。	
	形態意匠及び色彩	●まちなみの景観と調和する形態意匠及び色彩とすること。	
		●仕上げ材は、まちなみの景観と調和するような修景措置を施すよう工夫すること。 ●色彩は、マンセル値によるものとし、まちなみの景観と調和を保つよう、無彩色（明度1から9.5まで）又は低彩度の茶系色（色相2.5Yから5Yまで又は2.5YRから10YRまで、彩度4以下、明度1から8まで）とする。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土、ガラス等）本来の色彩は、この限りではない。	
自動販売機	●自動販売機は、通りから見える場所に設置しないこと。		
木竹	●塀越しに見える黒松など、既存の樹木を活用しつつ、道路沿いに高木を配置するなどまちなみの演出に努めること。		
	●通りから見える樹木の樹種は、区域内の和風庭園に用いられている樹種を選定すること。		
	●樹高5メートルを超える樹木を伐採しないよう努めること。ただし、やむを得ず伐採しなければならないときは、これに代わる植栽を行うこと。		
景観形成面で特に配慮した事項			

注 1 通りとは、市道中央3-11号線をいいます。
 2 各項目について配慮又は工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「-」をチェック欄に記入してください。

別記様式第7号その5（第4条関係）

別記様式第7号その5（第4条関係）

（表）

景観形成チェックリスト（旧小澤家住宅周辺地区） 1 / 2			
対象事項		景観形成基準	チェック欄
建築物	高さ	●敷地地盤面から12メートル以下、かつ、3階建て以下とすること。ただし、この特別区域施行の際、これを超えていた建築物の増築、改築、移転又は改修については、既存の高さ及び階数を超えないこと。	
	配置	●壁面を道路境界に揃え、壁面の連続性を維持するよう努めること。	
		●道路に面する3階以上の壁面は、道路側への圧迫感を軽減するよう、道路から90センチメートル以上後退するよう努めること。	
	形態意匠及び色彩	●歴史的建築物については、建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。ただし、これが難しい場合や歴史的建築物以外の建築物については、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。	
		●歴史的建築物で用いられる意匠の安易な模倣は、避けること。	
		●道路から見える外壁の色彩は、マンセル値によるものとし、無彩色（明度2から6まで）又は茶系色（色相2.5Yから5Yまで又は2.5YRから10YRまで、彩度4以下、明度2から6まで）とすること。強調色（アクセントカラー）については色相を限定せず、彩度4以下、明度2から8までとし、強調色を使用する面積（複数の強調色を使用する場合にあっては、その合計面積）は、使用する壁面の10分の1以内とすること。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色彩は、この限りではない。	
		●屋根の色彩は、黒又はグレー系を基本とすること。	
		●外部に面する建具の色彩は、茶系又は黒褐色系を基本とすること。	
		●木材や漆くい、石、日本瓦等の当該区域内にある歴史的建築物の建築当初に使用されていた自然素材を積極的に用いるよう努めること。	
		●外部に面する建具は、木製を基本とし、アルミ等他の素材を用いる場合には縦桟又は格子をつけるよう努めること。	

注1 歴史的建築物とは、建築基準法施行の際、現に存する建築物をいいます。

2 各項目について配慮又は工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「－」をチェック欄に記入してください。

景観形成チェックリスト（旧小澤家住宅周辺地区） 2 / 2			
対象事項		景観形成基準	チェック欄
建築物	形態意匠	●歴史的建築物の屋根形状については、建築当初の形状を維持し、又はその形状が改変されている場合は復原するよう努めること。歴史的建築物以外の建築物の屋根形状については、二方向以上に流れる勾配屋根を基本とすること。	
	及び色彩	●上大川前通り（市道上大川前通本町通線）に棟が平行し、かつ、上大川前通りから見て間口よりも奥行きが長い建物形態は避けるよう努めること。	
	建築設備等	●屋外階段、室外機、屋外配管等の建築設備は、道路から見える位置に設置しないよう努めること。ただし、やむを得ず道路から見える位置に設置する場合には、歴史的なまちなみと調和した素材や色彩、意匠の目隠し等により修景するよう努めること。	
		●太陽光発電設備等を設置する場合は、道路から見える場所には設置しないよう努めること。	
		●屋外照明は、過剰な光量や昼光色を避けるよう努めること。	
外構	●屋外駐車スペースを設ける場合は、道路境界沿いに門、塀等を設置し、壁面の連続性を維持するよう努めること。		
工作物	高さ	●敷地地盤面から12メートル以下とすること。ただし、架空電線路用等の工作物は、この限りではない。	
	形態意匠及び色彩	●歴史的なまちなみと調和する形態意匠とするよう努めること。 ●色彩は、マンセル値によるものとし、無彩色（明度2から6まで）又は茶系色（色相2.5Yから5Yまで又は2.5YRから10YRまで、彩度4以下、明度2から6まで）とすること。強調色（アクセントカラー）については色相を限定せず、彩度4以下、明度2から8までとし、強調色を使用する面積（複数の強調色を使用する場合にあっては、その合計面積）は、使用する壁面の10分の1以内とすること。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色彩は、この限りではない。	
	自動販売機	●自動販売機は、道路から見えない位置に設置するよう努めること。	
木竹		●道路から見える樹木の樹種は、当該区域内の和風庭園に用いられている樹種を選定するよう努めること。 ●道路から見える樹木を伐採しないよう努めること。	
景観形成面で特に配慮した事項			

注1 歴史的建築物とは、建築基準法施行の際、現に存する建築物をいいます。

2 各項目について配慮又は工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「－」をチェック欄に記入してください。

別記様式第7号その6（第4条関係）

景観形成チェックリスト(古町花街地区 新道ゾーン) 1 / 4			
対象事項		景観形成基準	チェック欄
建築物	高 さ	○市道中央3-80号線の道路中心線より南側の敷地は、敷地地盤面から40メートル以下、市道中央3-80号線の道路中心線から北側の敷地は、敷地地盤面から30メートル以下とすること。ただし、この特別区域施行の際、これを超えていた建築物の増築又は改築については、既存の高さを超えないこと。	
		●新道に最も近接する壁面の部分の高さは、2階建てを中心としたまちなみの連続性を維持するため、2階建てとするよう努めること。	
	配 置	○歴史的建築物の壁面の位置は、建築当初の位置を維持し、又はその位置が改変されている場合は復原を基本とすること。	
		●歴史的建築物以外の新道に面する3階以上の壁面は、2階建てを中心としたまちなみの連続性を維持するため、新道に面する2階以下の壁面より1.8メートル以上後退すること。ただし、この特別区域施行の際、これを超えていた建築物の増築又は改築については、既存の壁面の位置を超えないこと。	
		●歴史的建築物以外の新道に面する2階以下の壁面は、周辺との壁面の連続性を維持するため、新道の道路境界に近接させるよう努めること。ただし、やむを得ず後退する場合は、新道の道路境界から3メートル以内の後退を標準とし、新道の道路境界に近接させて門、塀又は庭を設置するなど、周辺との壁面の連続性を維持するよう努めること。	
	形態意匠及び色彩	○歴史的建築物は、建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。ただし、これが難しい場合は、歴史的なまちなみに調和した素材や工法を採用すること。	
		○歴史的建築物以外の建築物は、当該区域内にある歴史的建築物の建築当初に使用されていた素材や色彩を使用するなど、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。ただし、歴史的建築物で用いられる意匠の安易な模倣は避けること。	
		○歴史的建築物の外壁は、古町花街建築の特徴である縦羽目板張りなど、建築当初に使用されていた素材や工法による維持や復原を基本とすること。	
		○歴史的建築物の軒及び庇は、古町花街建築の特徴である軒裏及び庇裏の垂木表しなど、建築当初に使用されている素材や工法による維持や復原を基本とすること。	
		○歴史的建築物の屋根形状は、建築当初の形状を維持し、又はその形状が改変されている場合は復原を基本とすること。歴史的建築物以外の屋根形状は、二方向以上に流れる勾配屋根とするよう努めること。	
○歴史的建築物の細部意匠は、古町花街建築の特徴である曲面上裏、透かし彫りの欄間細工、開口部の目隠し板や格子など、建築当初に使用された意匠の維持や復原を基本とすること。			
○木材、漆くい、石、日本瓦その他の当該区域内にある歴史的建築物の建築当初に使用されていた自然素材等を積極的に用いるよう努めること。自然素材等を使用しない場合は、過度な光沢のないものとする。			

注 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「-」をチェック欄に記入してください。

景観形成チェックリスト(古町花街地区 新道ゾーン) 2 / 4

対象事項		景観形成基準	チェック欄											
建築物	形態意匠及び色彩	●新道側に表側を見せること。												
		●新道ゾーンでは、間口の狭い建物の建ち並ぶまちなみを維持するため、間口方向に壁面が長大となる場合は、壁面の色彩、素材、形態による分節化を行うなどの工夫に努めること。												
		●新道ゾーンの建具は、木製を基本とし、アルミその他の素材を用いる場合には縦桟又は格子をつけるよう努めること。												
		●新道ゾーンでは、シャッターを使用しないよう努めること。ただし、やむを得ずシャッターを使用する場合は、歴史的まちなみと調和した色彩その他の意匠とするよう努めること。												
		●新道ゾーンの外壁の色彩（強調色を除く）は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、着色を施していない木材若しくは漆くい色彩又は歴史的建築物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。												
		<table><tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td>無彩色</td><td>2 以上 9 以下</td><td>-</td></tr><tr><td>10R～5Y</td><td rowspan="2">2 以上 7 以下</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>2 以下</td></tr></table>	色相	明度	彩度	無彩色	2 以上 9 以下	-	10R～5Y	2 以上 7 以下	4 以下	上記以外	2 以下	
	色相	明度	彩度											
	無彩色	2 以上 9 以下	-											
	10R～5Y	2 以上 7 以下	4 以下											
	上記以外		2 以下											
	●新道ゾーンの外壁の強調色（アクセントカラー）は、色相、明度及び彩度を限定せず、使用部分を2階以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、その合計面積）は、使用する外壁面の2階以下の部分の面積の20分の1以下とすること。ただし、着色を施していない木材若しくは漆くい色彩又は歴史的建築物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。													
	○外部に面する建具の色彩は、茶系又は黒褐色系を基本とすること。ただし、歴史的建築物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。													
	○勾配屋根や底の色彩は、黒又はグレー系を基本とし、銅板の場合は、素材色又は緑青色とすること。ただし、歴史的建築物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。													
	○色数は、できる限り少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相：色あい、明度：明るさ、彩度：あざやかさ）の対比が強くないよう努めること。													
特定屋内広告物	●新道ゾーンの特定屋内広告物は、建築物の1階以下の部分にあっては、住所又は1つの事業所、営業所若しくは作業場（以下「1営業所等」という。）につき、総表示面積を1平方メートル以内とすることとし、建築物の2階以上の部分にあっては、表示しないものとする。													
	●新道ゾーンでは、可変表示式広告物を表示又は設置しないこと。													
	●新道ゾーンでは、ネオン照明その他これに類する照明を使用しないこと。													
	○点滅・回転する照明及び輝度が変化する照明を使用しないこと。ただし、法令に基づくもの及び警告又は交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要なものは、この限りでない。													

注 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「-」をチェック欄に記入してください。

景観形成チェックリスト(古町花街地区 新道ゾーン) 3 / 4

対象事項		景観形成基準	チェック欄
建築物	建築設備等	○室外機、屋外配管及び太陽光発電設備その他の建築設備並びに屋外階段は、道路から見える位置に設置しないよう努めること。ただし、やむを得ず道路から見える位置に設置する場合は、歴史的なまちなみと調和した色彩、目隠しその他の意匠により修景するよう努めること。	
		○架空の不要な電線類は、撤去するよう努めること。	
		○照明の色温度は、3,000ケルビン以下を基本とすること。	
		○点滅・回転する照明及び輝度に変化する照明を使用しないこと。ただし、法令に基づくもの及び警告又は交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要なものは、この限りではない。	
		○建築物や植栽のライトアップ、行灯・提灯などの明かりの工夫などにより、明るすぎず、暗すぎるものがない、風情ある夜間景観の創出に努めること。	
		○照明器具や光源が見えない工夫及び間接光や拡散光による柔らかい灯りによる演出の工夫に努めること。	
	外構	○歴史的建築物に門、塀又は庭等がある場合は、維持や復原するよう努めること。	
		●新道ゾーンに屋外駐車スペースを設ける場合は、新道の道路境界沿いに門又は塀等を設置し、周囲との壁面の連続性を維持するよう努めること。	
		●新道ゾーンの外構舗装は、新道の石畳と調和する色彩や素材の使用に努めること。	
	工作物	○歴史的な工作物は、建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。ただし、これが難しい場合は、歴史的なまちなみに調和した素材や工法を採用すること。	
		○歴史的な工作物以外の工作物は、当該区域内にある歴史的な工作物の建築当初に使用されていた素材や色彩を使用するなど、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。ただし、歴史的な工作物で用いられる意匠の安易な模倣は、避けること。	
		○アンテナや通信用鉄塔等は、できるだけ高さを抑え、形状を細くし、道路から見えにくい位置に設置すること。	
		●新道ゾーンでゴミ庫及び自動販売機を設置する場合は、道路から見えにくい位置に設置するか、又は歴史的なまちなみと調和した色彩、目隠しその他の意匠により修景すること。	
		●新道ゾーンの駐車場には、新道の道路境界沿いに門又は塀等を設置し、周囲との壁面の連続性を維持するよう努めること。	

注 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「-」をチェック欄に記入してください。

景観形成チェックリスト(古町花街地区 新道ゾーン) 4 / 4

対象事項		景観形成基準	チェック欄											
工作物	形態意匠及び色彩	●新道ゾーンの色彩（強調色を除く）は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、着色を施していない木材若しくは漆くい色彩又は歴史的作物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。												
		<table><tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td>無彩色</td><td>2 以上 9 以下</td><td>-</td></tr><tr><td>10R～5Y</td><td rowspan="2">2 以上 7 以下</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>2 以下</td></tr></table>	色相	明度	彩度	無彩色	2 以上 9 以下	-	10R～5Y	2 以上 7 以下	4 以下	上記以外	2 以下	
		色相	明度	彩度										
無彩色	2 以上 9 以下	-												
10R～5Y	2 以上 7 以下	4 以下												
上記以外		2 以下												
		●新道ゾーンの強調色（アクセントカラー）は、色相、明度及び彩度を限定せず、使用部分を7メートル以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、その合計面積）は、使用する7メートル以下の部分の面積の20分の1以下とすること。ただし、着色を施していない木材若しくは漆くい色彩又は歴史的作物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。												
木	竹	○既存の植栽は、適切に維持管理すること。												
		●新道ゾーンの樹木を伐採しないよう努めること。												
		●新道ゾーンに植樹する場合は、当該区域内の歴史的建築物の前庭に用いられている樹種を選定するよう努めること。												

注1 ○は新道ゾーン及び東堀・西堀・古町通ゾーン共通の基準、●はそれぞれのゾーンごとの基準を示す。

2 歴史的建築物とは、建築基準法施行の際、現に存する建築物をいう。

3 歴史的 work 物とは、建築基準法施行の際、現に存する work 物をいう。

4 特定屋内広告物とは、次に掲げるものをいう。

(1) 建築物の窓その他の開口部(建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。)に設けられたガラスその他これらに類するものの内側の面に直接描き、又は直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物等

(2) 建築物の内側において建築物に定着させて表示するもののうち、専ら屋外の公衆に表示する目的をもって、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物等

5 可変表示式広告物とは、電光ニュース板、電光広告板、映像装置その他の常時表示内容を変えることができる広告物をいう。

6 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「-」をチェック欄に記入してください。

別記様式第7号その7（第4条関係）

景観形成チェックリスト(古町花街地区 東堀・西堀・古町通ゾーン) 1 / 3													
対象事項	景観形成基準	チェック欄											
建築物 形態意匠及び色彩	高 さ	○市道中央3-80号線の道路中心線より南側の敷地は、敷地地盤面から40メートル以下、市道中央3-80号線の道路中心線から北側の敷地は、敷地地盤面から30メートル以下とすること。ただし、この特別区域施行の際、これを超えていた建築物の増築又は改築については、既存の高さを超えないこと。											
	配 置	○歴史的建築物の壁面の位置は、建築当初の位置を維持し、又はその位置が改変されている場合は復原を基本とすること。											
	形態意匠及び色彩	○歴史的建築物は、建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。ただし、これが難しい場合は、歴史的なまちなみに調和した素材や工法を採用すること。											
		○歴史的建築物以外の建築物は、当該区域内にある歴史的建築物の建築当初に使用されていた素材や色彩を使用するなど、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。ただし、歴史的建築物で用いられる意匠の安易な模倣は避けること。											
		○歴史的建築物の外壁は、古町花街建築の特徴である縦羽目板張りなど、建築当初に使用された素材や工法による維持や復原を基本とすること。											
		○歴史的建築物の軒及び庇は、古町花街建築の特徴である軒裏及び庇裏の垂木表しなど、建築当初に使用されている素材や工法による維持や復原を基本とすること。											
		○歴史的建築物の屋根形状は、建築当初の形状を維持し、又はその形状が改変されている場合は復原を基本とすること。歴史的建築物以外の屋根形状は、二方向以上に流れる勾配屋根とするよう努めること。											
		○歴史的建築物の細部意匠は、古町花街建築の特徴である曲面上裏、透かし彫りの欄間細工、開口部の目隠し板や格子など、建築当初に使用された意匠の維持や復原を基本とすること。											
	○木材、漆くい、石、日本瓦その他の当該区域内にある歴史的建築物の建築当初に使用されていた自然素材等を積極的に用いるよう努めること。自然素材等を使用しない場合は、過度な光沢のないものとする。												
	●東堀・西堀・古町通ゾーンの外壁の色彩（強調色を除く）は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩又は歴史的建築物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>10R～5Y</td> <td rowspan="2">2 以上 8.5 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	無彩色	2 以上 9 以下	-	10R～5Y	2 以上 8.5 以下	4 以下	上記以外	2 以下	
色相	明度	彩度											
無彩色	2 以上 9 以下	-											
10R～5Y	2 以上 8.5 以下	4 以下											
上記以外		2 以下											

注 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「-」をチェック欄に記入してください。

景観形成チェックリスト(古町花街地区 東堀・西堀・古町通ゾーン) 2 / 3

対象事項		景観形成基準	チェック欄
建築物	形態意匠及び色彩	●東堀・西堀・古町通ゾーンの外壁の強調色（アクセントカラー）は、色相、明度及び彩度を限定せず、使用部分を2階以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、その合計面積）は、使用する外壁面の2階以下の部分の面積の20分の1以下とすること。ただし、着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩又は歴史的建築物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。	
		○外部に面する建具の色彩は、茶系又は黒褐色系を基本とすること。ただし、歴史的建築物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。	
		○勾配屋根や庇の色彩は、黒又はグレー系を基本とし、銅板の場合は、素材色又は緑青色とすること。ただし、歴史的建築物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。	
		○色数は、できる限り少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相：色あい、明度：明るさ、彩度：あざやかさ）の対比が強くなならないよう努めること。	
	特定屋内広告物	●東堀・西堀・古町通ゾーンの特定屋内広告物は、地上からの高さ10メートル以下の部分にあっては、一の開口部の面積に対する当該開口部における1営業所等あたりの表示面積の合計の割合を4分の1以内とすることとし、地上からの高さ10メートルを超える部分にあっては、表示しないものとする。	
		●東堀・西堀・古町通ゾーンでは、可変表示式広告物を表示又は設置しないこと。ただし、1基につき0.5平方メートルを超えないものは、この限りでない。	
		●東堀・西堀・古町通ゾーンでは、ネオン照明その他これに類する照明を使用しないこと。ただし、1基につき0.5平方メートルを超えないものは、この限りでない。	
		○点滅・回転する照明及び輝度が変化する照明を使用しないこと。ただし、法令に基づくもの及び警告又は交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要なものは、この限りではない。	
	建築設備等	○室外機、屋外配管及び太陽光発電設備その他の建築設備並びに屋外階段は、道路から見える位置に設置しないよう努めること。ただし、やむを得ず道路から見える位置に設置する場合には、歴史的なまちなみと調和した色彩、目隠しその他の意匠により修景するよう努めること。	
		○架空の不要な電線類は、撤去するよう努めること。	
		○照明の色温度は、3,000ケルビン以下を基本とすること。	
		○点滅・回転する照明及び輝度が変化する照明を使用しないこと。ただし、法令に基づくもの及び警告又は交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要なものは、この限りではない。	
		○建築物や植栽のライトアップ、行灯・提灯などの明かりの工夫などにより、明るすぎず、暗すぎることのない、風情ある夜間景観の創出に努めること。	
		○照明器具や光源が見えない工夫及び間接光や拡散光による柔らかい灯りによる演出の工夫に努めること。	

注 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「-」をチェック欄に記入してください。

景観形成チェックリスト(古町花街地区 東堀・西堀・古町通ゾーン) 3 / 3												
対象事項		景観形成基準	チェック欄									
建築物	外 構	○歴史的建築物に門、塀又は庭等がある場合は、維持や復原するよう努めること。										
建築物	形態意匠及び色彩	○歴史的工作物は、建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。ただし、これが難しい場合は、歴史的なまちなみに調和した素材や工法を採用すること。										
		○歴史的工作物以外の工作物は、当該区域内にある歴史的工作物の建築当初に使用されていた素材や色彩を使用するなど、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。ただし、歴史的工作物で用いられる意匠の安易な模倣は、避けること。										
		○アンテナや通信用鉄塔等は、できるだけ高さを抑え、形状を細くし、道路から見えにくい位置に設置すること。										
		●東堀・西堀・古町通ゾーンの色彩(強調色を除く)は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、着色を施していない木材若しくは漆くい色彩又は歴史的工作物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。										
		<table border="1"> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>1 O R ～ 5 Y</td> <td rowspan="2">2 以上 8. 5 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2 以下</td> </tr> </table>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	2 以上 9 以下	-	1 O R ～ 5 Y	2 以上 8. 5 以下	4 以下	上記以外
色 相	明 度	彩 度										
無彩色	2 以上 9 以下	-										
1 O R ～ 5 Y	2 以上 8. 5 以下	4 以下										
上記以外		2 以下										
木 竹		●東堀・西堀・古町通ゾーンの強調色(アクセントカラー)は、色相、明度及び彩度を限定せず、使用部分を7メートル以下の部分に限るものとし、その使用面積(複数の強調色を使用する場合は、その合計面積)は、使用する7メートル以下の部分の面積の20分の1以下とすること。ただし、着色を施していない木材若しくは漆くい色彩又は歴史的工作物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。										
		○既存の植栽は、適切に維持管理すること。 ●東堀・西堀・古町通ゾーンでは、地域にあった樹木などにより四季の演出を考慮した植栽に努めること。										

注1 ○は新道ゾーン及び東堀・西堀・古町通ゾーン共通の基準、●はそれぞれのゾーンごとの基準を示す。

2 歴史的建築物とは、建築基準法施行の際、現に存する建築物をいう。

3 歴史的工作物とは、建築基準法施行の際、現に存する工作物をいう。

4 特定屋内広告物とは、次に掲げるものをいう。

(1) 建築物の窓その他の開口部(建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。)に設けられたガラスその他これらに類するものの内側の面に直接描き、又は直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物等

(2) 建築物の内側において建築物に定着させて表示するもののうち、専ら屋外の公衆に表示する目的をもって、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物等

5 可変表示式広告物とは、電光ニュース板、電光広告板、映像装置その他の常時表示内容を変えることができる広告物をいう。

6 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「-」をチェック欄に記入してください。

別記様式第 8 号（第 5 条関係）

別記様式第8号(第5条関係)

(表)

景観計画区域内における行為の通知書										
(宛先)新潟市長				年 月 日						
通知者										
(担当部署)										
(担当者名)										
電話番号										
景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり通知します。										
区 域 区 分		一般区域 ・ 特別区域()								
行 為 の 種 類 (該当するものを ○で囲んでください。)		建築物の 建 築 等	新築・増築・改築・移転 外観を変更する 修繕・模様替・色彩の変更							
		工作物の 建 設 等	新設・増築・改築・移転 外観を変更する 修繕・模様替・色彩の変更							
		そ の 他	土地の形質の変更・木竹の植栽・木竹の伐採							
行 為 の 場 所		新潟市								
行為の着手予定日		年 月 日		行為の完了予定日		年 月 日				
設計又は 施行方法			届出部分		既存部分		合計			
	建築物・ 工作物の 概要	敷地面積	m ²		m ²		m ²			
		建築面積	m ²		m ²		m ²			
		延べ面積	m ²		m ²		m ²			
		最高高さ	m		m		階 数	地上	階	
		最高軒高	m		m			地下	階	
	用 途						用途地域			
	構 造						道路からの後退距離		m	
	土地の形質 の 変 更	土地の面積	m ²		のり面の					
		のり面の高さ	m		処 理					
	附属建築物、 設備等の種類 (該当するものを○ で囲んでください。)	附 属 設 備	高架水槽・冷却塔・排気塔 エレベーター機械室・アンテナ・屋外階段 バルコニー・その他()							
		外 構 ・ 植 栽	塀・柵・フェンス・門・駐車場・植栽 その他()							
附 属 建 築 物		自動車庫・駐輪場・ごみ置場 その他()								

(裏)

設計又は施行方法			仕上げ(材料・方法等)		色彩(マンセル値)		
	仕上げ及び色彩の概要	外 壁					
		屋 根					
		門 塀 フェンス					
	植栽又は伐採の概要			高木	中木	低木	その他
		樹 種					
樹 種							
樹 高		m	m	m	m		
本数又は面積							
設計者	住 所						
	事務所名						
	担当者名			電話番号			
施工者	住 所						
	氏 名			電話番号			

添 付 書 類	☐ 現況チェックシート ☐ 景観形成チェックリスト ☐ 付近見取図 ☐ 配置図 ☐ 外部仕上げ表 ☐ 平面図 ☐ 立面図 ☐ 断面図 ☐ 外構図 ☐ 周辺状況写真 ☐ 着色立面図 ☐ その他()
屋外広告物の設置予定	(設置予定がある場合は、広告の種類及び許可申請予定時期を記入してください。) あ り な し

処理欄(以下の欄には記入しないでください。)

受 付 欄			通 知 欄		
受付年月日	年	月 日	通知年月日	年	月 日
受付番号	第	号	通知番号	第	号

別記様式第 9 号（第 6 条関係）

別記様式第9号(第6条関係)

変更命令等の期限の延長についての通知書		
		第 年 月 日 号
様		
新潟市長		印
年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第17条第4項の規定により、同条第2項に規定する期限を延長するので、次のとおり通知します。		
変更命令等の 期限を延長する 届 出	届出年月日	年 月 日
	受 付 番 号	第 号
行 為 の 場 所	新潟市	
延長前の期限	年 月 日(届出年月日から30日)	
延長後の期限	年 月 日(届出年月日から 日)	
期限延長の理由		

別記様式第10号（第7条関係）

別記様式第10号(第7条関係)

(表)

身分証明書		
第		号
所属部課		
職 氏名		
年	月	日生
上記の者は、景観法第17条第7項の規定にする景観行政団体の職員であることを証明する。		
年	月	日交付
年	月	日まで有効
新潟市長		印

5センチメートル以上

8センチメートル以上

(裏)

景観法(抜粋)
(変更命令等)
第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為(前条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第7項及び次条第1項において同じ。)について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第3項の規定は、適用しない。
第2項から第6項まで 省略
7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
9 第7項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

別記様式第11号（第8条関係）

別記様式第11号(第8条関係)

行為の着手を制限する期間の短縮についての通知書		
		第 年 月 日 号
様		
新潟市長		印
年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第18条第2項の規定により、行為の着手を制限する期間を短縮するので、次のとおり通知します。なお、行為の着手にあたっては、指導助言事項に配慮してください。		
行為の着手を 制限する期間 を短縮する 届 出	届出年月日	年 月 日
	受 付 番 号	第 号
行 為 の 場 所		新潟市
短縮前の期間		年 月 日から 年 月 日まで
短縮後の期間		年 月 日から 年 月 日まで
指導助言事項		

別記様式第12号（第9条関係）

別記様式第12号(第9条関係)

景観重要建造物指定提案書

年 月 日

(宛先)新潟市長

住所(法人にあっては
所在地)

提案者

氏名(法人にあっては
名称及び代表者の氏
名)

電話番号

景観法第20条 第1項 第2項 の規定により、景観重要建造物の指定について、関係図書を添付して、次のとおり提案します。

建造物の名称	
建造物の所在地	新潟市
外 観 の 特 徴	

別記様式第13号（第9条関係）

別記様式第13号(第9条関係)

景観重要建造物指定提案		合意 同意		書	
提案提出者		年 月 日			
住所(法人にあつては所在地)					
氏名(法人にあつては名称 及び代表者の氏名)					
様					
建造物所有者					
住所(法人にあつては所在地)					
氏名(法人にあつては名称 及び代表者の氏名)					
印					
私が所有する次の建造物について、景観法第20条 第1項 第2項 の規定による景観重要建造物の指定の提案を提出することに 合意 同意 します。					
建造物					
建造物の所在	家 屋 番 号	種 類	床面積(㎡)	備 考	
土 地					
土地の所在	地 番	地 目	地積(㎡)	備 考	

別記様式第14号（第10条関係）

別記様式第14号(第10条関係)

景観重要建造物の指定の提案についての通知書

第 号
年 月 日

様

新潟市長

印

年 月 日付けで提出のあった景観重要建造物の指定の提案について、景観重要建造物に指定しないこととなりましたので、景観法第20条第3項の規定により通知します。

建 造 物 の 名 称	
建造物の所在地	新潟市
景観重要建造物に 指定しない理由	

別記様式第15号（第11条関係）

別記様式第15号(第11条関係)

景観重要建造物指定通知書

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

次のとおり景観重要建造物に指定しますので、景観法第21条第1項の規定により通知します。

指 定 番 号	新潟市景観重要建造物 第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称	
建造物の所在地	新潟市
建造物の所有者の住所及び氏名 (法人にあっては所在地並びに名称及び代表者の氏名)	
指定の理由となった外観の特徴	

別記様式第16号（第11条関係）

別記様式第 1 6 号（第 1 1 条関係）

景観重要建造物	
(建造物の名称)	
景観法に基づき新潟市が指定した景観上重要な建造物です	
第 号	年 月 日 指定
S t r u c t u r e o f C i t y s c a p e I m p o r t a n c e	
(「建造物の名称」英語表記)	

別記様式第17号（第12条関係）

別記様式第17号(第12条関係)

景観重要建造物現状変更許可申請書				年 月 日
(宛先)新潟市長		住所(法人にあっては所在地)		
申請者		氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)		
電話番号				
景観重要建造物の現状変更を行いたいので、景観法第22条第1項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり申請します。				
指 定 番 号	新潟市景観重要建造物 第 号			
指 定 年 月 日	年 月 日			
建 造 物 の 名 称				
建造物の所在地	新潟市			
建造物の所有者の住所及び氏名(法人にあっては所在地並びに名称及び代表者の氏名)				
行為の種類(該当するものを○で囲んでください。)	増築・改築・移転・除却 外観を変更することとなる 修繕・模様替・色彩の変更			
行為の場所				
現状変更の内容及び理由				
設計又は施行方法				
行為着手予定日	年 月 日	行為完了予定日	年 月 日	
設計者	住 所			
	事務所名			
	担当者名	電話番号		
施工者	住 所			
	氏 名	電話番号		

別記様式第18号（第12条関係）

別記様式第18号(第12条関係)

景観重要建造物現状変更許可書

第 年 月 日
号

様

新潟市長

印

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物の現状変更について、別紙のとおり許可します。なお、許可の条件は、次のとおりとします。

指 定 番 号	新潟市景観重要建造物 第 号
許可の条件	

別記様式第19号（第12条関係）

別記様式第19号(第12条関係)

景観重要建造物現状変更不許可通知書

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物の現状変更について、下記の理由により不許可とします。

指 定 番 号	新潟市景観重要建造物 第 号
不許可の理由	

教示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合に、この処分の取消しの訴えを提起するときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第20号（第13条関係）

別記様式第20号(第13条関係)

景観重要建造物現状変更協議書				年 月 日
(宛先)新潟市長		協議者		
		(担当部署)		
		(担当者名)		
		電話番号		
景観重要建造物の現状変更を行いたいので、景観法第22条第4項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり協議します。				
指 定 番 号	新潟市景観重要建造物 第 号			
指 定 年 月 日	年 月 日			
建 造 物 の 名 称				
建造物の所在地	新潟市			
行 為 の 種 類 (該当するものを ○で囲んでくだ さい。)	増築・改築・移転・除却 外観を変更することとなる 修繕・模様替・色彩の変更			
行 為 の 場 所				
現 状 変 更 の 内 容 及 び 理 由				
設計又は施行方法				
行為着手予定日	年 月 日	行為完了予定日	年 月 日	
設計者	住 所			
	事務所名			
	担当者名		電話番号	
施工者	住 所			
	氏 名		電話番号	

別記様式第21号(第14条関係)

景観重要建造物	滅失 き損	届出書
年 月 日		
(宛先)新潟市長		
	届出者	住所(法人にあっては所在地) 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号
景観重要建造物が 滅失 しましたので、新潟市景観条例第17条の規定により、関係 き損 図書を添付して、次のとおり届け出ます。		
指 定 番 号	新潟市景観重要建造物 第 号	
指 定 年 月 日	年 月 日	
建 造 物 の 名 称		
建造物の所在地	新潟市	
建造物の所有者の住所及び氏名 (法人にあっては所在地並びに名称及び代表者の氏名)		
届 出 の 区 分 (該当するものを○で囲んでください。)	滅失 ・ き損	
事実発生の時期	年 月 日	
事実発生の事由		

別記様式第22号（第15条関係）

別記様式第22号(第15条関係)

景観重要建造物指定解除通知書

第 年 月 日 号

様

新潟市長

印

次の景観重要建造物の指定を解除しますので、景観法第27条第3項の規定により通知します。

指 定 番 号	新潟市景観重要建造物 第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称	
建造物の所在地	新潟市
建造物の所有者 の住所及び氏名 (法人にあっては所在 地並びに名称及び代 表者の氏名)	
指定の解除の理由	

別記様式第23号（第16条関係）

別記様式第23号(第16条関係)

景観重要樹木指定提案書

年 月 日

(宛先)新潟市長

住所(法人にあっては
所在地)

提案者

氏名(法人にあっては
名称及び代表者の氏
名)

電話番号

景観法第29条 第1項 第2項 の規定により、景観重要樹木の指定について、関係図書を添付して、次のとおり提案します。

樹木の樹種	
樹木の所在地	新潟市
樹容の特徴	

別記様式第24号（第16条関係）

別記様式第24号(第16条関係)

景観重要樹木指定提案		合意 同意	書
		年 月 日	
提案提出者			
住所(法人にあっては所在地)			
氏名(法人にあっては名称 及び代表者の氏名)			
様			
樹木所有者			
住所(法人にあっては所在地)			
氏名(法人にあっては名称 及び代表者の氏名)			
印			
私が所有する次の樹木について、景観法第29条 第1項 第2項 の規定による景観重要樹木			
の指定の提案を提出することに 合意 同意 します。			
樹 木			
樹 種	提案する樹木が存する土地の所在及び地番	備 考	

別記様式第25号（第17条関係）

別記様式第25号(第17条関係)

景観重要樹木の指定の提案についての通知書

第 年 月 日 号

様

新潟市長

印

年 月 日付けで提出のあった景観重要樹木の指定の提案について、景観重要樹木に指定しないこととなりましたので、景観法第29条第3項の規定により通知します。

樹 木 の 樹 種	
樹 木 の 所 在 地	新潟市
景観重要樹木に 指定しない理由	

別記様式第26号（第18条関係）

別記様式第26号(第18条関係)

景観重要樹木指定通知書

第 年 月 日 号

様

新潟市長

印

次のとおり景観重要樹木に指定しますので、景観法第30条第1項の規定により通知します。

指 定 番 号	新潟市景観重要樹木 第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
樹 木 の 樹 種	
樹木の所在地	新潟市
樹木の所有者の 住所及び氏名 (法人にあっては所 在地並びに名称及 び代表者の氏名)	
指定の理由となった 樹 容 の 特 徴	

別記様式第27号（第18条関係）

別記様式第27号(第18条関係)

新潟市景観重要樹木			
指定番号	新潟市景観重要樹木	第	号
樹木の樹種			
指定年月日	年	月	日

10センチメートル以上

20センチメートル以上

別記様式第28号（第19条関係）

別記様式第28号(第19条関係)

景観重要樹木現状変更許可申請書				年 月 日
(宛先)新潟市長		住所(法人にあっては所在地)		
		申請者 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)		
		電話番号		
景観重要樹木の現状変更を行いたいので、景観法第31条第1項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり申請します。				
指 定 番 号	新潟市景観重要樹木 第 号			
指 定 年 月 日	年 月 日			
樹 木 の 樹 種				
樹 木 の 所 在 地	新潟市			
樹木の所有者の住所及び氏名 (法人にあっては所在地並びに名称及び代表者の氏名)				
行 為 の 種 類 (該当するものを○で囲んでください。)	伐採 ・ 移植			
行 為 の 場 所				
現 状 変 更 の 内 容 及 び 理 由				
施 行 方 法				
行為着手予定日	年 月 日	行為完了予定日	年 月 日	
施工者	住 所			
	氏 名			
	担当者名		電話番号	

別記様式第29号（第19条関係）

別記様式第29号(第19条関係)

景観重要樹木現状変更許可書	
第	号
年	月 日
様	
新潟市長	
印	
年 月 日付けで申請のあった景観重要樹木の現状変更について、別紙のとおり許可します。なお、許可の条件は、次のとおりとします。	
指 定 番 号	新潟市景観重要樹木 第 号
許可の条件	

別記様式第30号（第19条関係）

別記様式第30号(第19条関係)

景観重要樹木現状変更不許可通知書

第 年 月 日 号

様

新潟市長

印

年 月 日付けで申請のあった景観重要樹木の現状変更について、下記の理由により不許可とします。

指 定 番 号	新潟市景観重要樹木 第 号
不許可の理由	

教示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合に、この処分の取消しの訴えを提起するときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第31号（第20条関係）

別記様式第31号(第20条関係)

景観重要樹木現状変更協議書				年 月 日
(宛先)新潟市長		協議者		
		(担当部署)		
		(担当者名)		
		電話番号		
景観重要樹木の現状変更を行いたいので、景観法第31条第2項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり協議します。				
指 定 番 号	新潟市景観重要樹木 第 号			
指 定 年 月 日	年 月 日			
樹 木 の 樹 種				
樹 木 の 所 在 地	新潟市			
行 為 の 種 類 (該当するものを ○で囲んでくだ さい。)	伐採 ・ 移植			
行 為 の 場 所				
現 状 変 更 の 内 容 及 び 理 由				
施 行 方 法				
行為着手予定日	年 月 日	行為完了予定日	年 月 日	
施工者	住 所			
	氏 名			
	担当者名		電話番号	

別記様式第32号（第21条関係）

別記様式第32号(第21条関係)

景観重要樹木	滅失 枯死 き損	届出書
年 月 日		
(宛先)新潟市長		
住所(法人にあっては 所在地)		
届出者		
氏名(法人にあっては 名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
景観重要樹木が 滅失 枯死 しましたので、新潟市景観条例第22条の規定により、関係図 き損		
書を添付して、次のとおり届け出ます。		
指 定 番 号	新潟市景観重要樹木 第 号	
指 定 年 月 日	年 月 日	
樹 木 の 樹 種		
樹 木 の 所 在 地	新潟市	
樹木の所有者の 住所及び氏名 (法人にあっては所 在地並びに名称 及び代表者の氏 名)		
届 出 の 区 分 (該当するものを○ で囲んでくださ い。)	滅失 ・ 枯死 ・ き損	
事実発生の時期	年 月 日	
事実発生の事由		

別記様式第33号（第22条関係）

別記様式第33号(第22条関係)

景観重要樹木指定解除通知書

第 年 月 日 号

様

新潟市長 印

次の景観重要樹木の指定を解除しますので、景観法第35条第3項の規定により通知します。

指 定 番 号	新潟市景観重要樹木 第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
樹 木 の 樹 種	
樹 木 の 所 在 地	新潟市
樹木の所有者の 住 所 及 び 氏 名 (法人にあつては所在 地並びに名称及び代表 者の氏名)	
指定の解除の理由	

別記様式第34号(第23条関係)

		景観重要		建造物 樹木	所有者変更届出書		年	月	日
(宛先)新潟市長					住所(法人にあっては所在地)				
					届出者				
					氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)				
					電話番号				
景観重要 建造物の所有者が変わりましたので、景観法第43条の規定により、関係 図書を添付して、次のとおり届け出ます。									
指 定 番 号		新潟市景観重要 建造物 第 号 樹 木							
指 定 年 月 日		年 月 日							
建 造 物 の 名 称 又は樹木の樹種									
建造物又は樹木の 所 在 地		新潟市							
所有 者	変 更 前	住 所 (法人にあっては 所在地)							
		氏 名 (法人にあっては 名称及び代表者 の氏名)							
	変 更 後	住 所 (法人にあっては 所在地)							
		氏 名 (法人にあっては 名称及び代表者 の氏名)							
変 更 年 月 日		年 月 日							
変 更 の 事 由									

別記様式第35号（第24条関係）

別記様式第35号(第24条関係)

景観重要建造物管理台帳			
指 定 番 号	新潟市景観重要建造物 第 号	指 定 年 月 日	年 月 日
建造物の名称		建 造 物 の 所 在 地	新潟市
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名 (法人にあっては所在地 並びに名称 及び代表者の氏名)			
建 造 物 の 外 観 の 特 徴			
公共の場所から撮影した写真(景観重要建造物及びこれと一体となって良好な景観を形成している状況を含む。)			
法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲を表示する図面			有 ・ 無
当該建造物に関する行政手続の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
指定の解除の 年 月 日	年 月 日	指定の解除の 事 由	

別記様式第36号（第24条関係）

別記様式第36号(第24条関係)

景観重要樹木管理台帳			
指 定 番 号	新潟市景観重要樹木 第 号	指 定 年 月 日	年 月 日
樹 木 の 樹 種		樹木の所在地	新潟市
樹 木 の 所 有 者 の 住所及び氏名 (法人にあつ ては所在地 並びに名称 及び代表者 の氏名)			
樹 容 の 特 徴			
位置図			有 ・ 無
当該樹木に関する行政手続の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
指定の解除の 年 月 日	年 月 日	指定の解除の 事 由	

別記様式第37号（第25条関係）

別記様式第37号(第25条関係)

景観形成推進組織認定申請書

年 月 日

(宛先)新潟市長

住所(団体にあつては
所在地)
申請者
氏名(団体にあつては
名称及び代表者の氏名)
電話番号

景観形成推進組織の認定を受けたいので、新潟市景観法及び新潟市景観条例の施行に関する規則第25条第1項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり申請します。

組 織 の 名 称	
事務所の所在地	
活動区域の名称	
主な活動内容	

別記様式第38号（第25条関係）

別記様式第38号(第25条関係)

景観形成推進組織認定通知書

第 年 月 日 号

様

新潟市長

印

次のとおり景観形成推進組織として認定しますので、新潟市景観法及び新潟市景観条例の施行に関する規則第25条第3項の規定により通知します。

申請年月日	年 月 日
組織の名称	
事務所の所在地	
活動区域の名称	
認定年月日	年 月 日

別記様式第39号（第25条関係）

別記様式第39号(第25条関係)

景観形成推進組織の認定についての通知書

第 号
年 月 日

様

新潟市長

印

年 月 日付けで申請のあった景観形成推進組織の認定について、景観形成推進組織として認定しないこととなりましたので、新潟市景観法及び新潟市景観条例の施行に関する規則第25条第4項の規定により通知します。

組 織 の 名 称	
事務所の所在地	
活動区域の名称	
景観形成推進組織 として認定しない 理 由	

別記様式第40号（第27条関係）

別記様式第40号(第27条関係)

景観形成推進組織活動内容等変更届出書

年 月 日

(宛先)新潟市長

組 織 の 名 称

事務所の所在地

届出者

代表者 住 所

氏 名

電話番号

景観形成推進組織の活動内容等を変更しましたので、新潟市景観法及び新潟市景観条例の施行に関する規則第27条の規定により、次のとおり届け出ます。

	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
変更内容				
変更の事由				